



お問い合わせ先

大津市報道資料
市政記者各位

令和4年 8月 3日

担当者	商工労働政策課 担当：望月 商業振興グループ				
連絡先	077-528-2755 内線 3427				
総合計画 位置付け	基本 方針	基本 政策	施策	取組の 方向性	主な 取組
	3	11	28	2	1

キャッシュレス決済で市内飲食店にてお食事をされた方へポイントを還元する
キャッシュレス促進・消費喚起事業を実施します。

大津市で「キャッシュレス促進・消費喚起事業」を実施しますのでお知らせします。
この事業は 新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいる市内飲食店の消費を喚起し、新しい生活様式への取組みのひとつである非接触のキャッシュレス決済の普及促進を図るため、対象のキャッシュレス決済（「au PAY」「d払い」「PayPay」）でお食事された方へのポイント還元を実施する事業です。

【事業概要】

<キャンペーン期間>

令和4年8月1日から令和4年9月30日までの期間

<還元内容>

対象のキャッシュレス決済

(1) au PAY (KDDI 株式会社) (2) d払い (株式会社 NTT ドコモ) (3) PayPay (PayPay 株式会社)

<還元率>

決済金額の最大20パーセント

<付与上限>

期間中最大3,000円相当

※キャッシュレス決済事業者ごとに設定。3つの決済事業者でお食事すると、期間中最大9,000円相当のポイントが還元されます。

1回の決済上限は1,000円相当まで

例) 2,000円のお食事を au PAY、d払い、PayPay のいずれかで支払った場合

還元ポイント：400円相当 (2,000円×20%=400円)

例) 5,000 円のお食事を au PAY、d 払い、PayPay のいずれかで支払った場合
還元ポイント：1,000 円相当 (5,000 円×20%=1,000 円)

例) 20,000 円のお食事を au PAY、d 払い、PayPay のいずれかで支払った場合
還元ポイント：1,000 円相当 (20,000 円×20%=4,000 円ですが、1 回決済あたりの上限が
1,000 円であるため。)

<対象店舗>

市内の au PAY、d 払い、Pay Pay が利用できる飲食店のうち、大津市が対象として指定する店舗等。

(注) コンビニエンスストア、テイクアウト・デリバリー専門店、移動販売業者を除く。

<その他>

・事業者向けにも 3 決済事業者が独自に支援を行っています。

